

平成27年和光市議会9月定例会

提出議案の概要

和光市

報告第 3 号	継続費の精算報告について
担 当	財政課

【目的】

平成 26 年度埼玉県和光市一般会計において、継続費の精算をしたので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 145 条第 2 項の規定により報告するものです。

【内容】

平成 26 年度 埼玉県和光市継続費精算報告書

款	項	事業名	年度	全体計画				
				年割額	左の財源内訳			
					特定財源			一般財源
					国(県)支出金	地方債	その他	
				円	円	円	円	円
10 教育費	2 小学校費	和光市市立小学校建設設計業務委託事業	25					
			26	79,380,000			79,380,000	
			計	79,380,000			79,380,000	

支出済額	実績					年割額と支出済額の差	比較				
	左記の財源内訳				一般財源		左の財源内訳				
	特定財源			国(県)支出金			特定財源			一般財源	
	国(県)支出金	地方債	その他				国(県)支出金	地方債	その他		
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
79,380,000				79,380,000							
79,380,000				79,380,000							

報告第 4 号	平成 26 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
担 当	財政課

【目的】

平成 26 年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が確定したので、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により監査委員の意見を付けて報告するものです。

【内容】

1 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
— (12.83)	— (17.83)	2.8 (25.0)	35.6 (350.0)

備考 括弧内の数値は、当該地方公共団体の早期健全化基準を記載している。

2 資金不足比率

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率	備考
水道事業会計	—	地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
下水道事業会計	—	

議案第 4 4 号	和光市新設小学校可動家具等備品の購入契約の締結について
担 当	財政課
<p>【目的】</p> <p>平成 2 8 年 4 月に開校予定の新設小学校の可動家具等備品として購入するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>教卓、机・椅子、書庫、収納家具、ロッカーほか</p> <p>【議案の法的根拠・積算根拠】</p> <p>地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号 地方自治法施行令第 1 2 1 条の 2 第 2 項 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条</p> <p>【契約案件の受注者や内容など】</p> <p>物品名 和光市新設小学校可動家具等備品 納入場所 和光市下新倉五丁目 2 1 番地先（和光市新設小学校） 契約の方法 指名競争入札 契約金額 金 6 2, 8 1 9, 2 8 0 円 (うち消費税額及び地方消費税額 金 4, 6 5 3, 2 8 0 円) 契約の相手方 埼玉県和光市丸山台二丁目 8 番 3 2 号 有限会社山屋 代表取締役 山崎 節夫</p>	

議案第 4 5 号	和光市新設小学校給食室厨房用備品の購入契約の締結について
担 当	財政課
<p>【目的】</p> <p>平成 2 8 年 4 月に開校予定の新設小学校の給食室厨房用備品として購入するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>冷蔵庫、シンク、調理台、消毒保管機、炊飯器、調理器具ほか</p> <p>【議案の法的根拠・積算根拠】</p> <p>地方自治法第 9 6 条第 1 項第 8 号 地方自治法施行令第 1 2 1 条の 2 第 2 項 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条</p> <p>【契約案件の受注者や内容など】</p> <p>物品名 和光市新設小学校給食室厨房用備品 納入場所 和光市下新倉五丁目 2 1 番地先（和光市新設小学校） 契約の方法 指名競争入札 契約金額 金 5 0, 0 5 8, 0 0 0 円 （うち消費税額及び地方消費税額 金 3, 7 0 8, 0 0 0 円） 契約の相手方 埼玉県さいたま市北区吉野町二丁目 1 7 7 番地 1 株式会社中西製作所 北関東支店 支店長 森下 智</p>	

議案第 4 6 号	和光市個人情報保護条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	情報推進課
<p>【目的】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律では、特定個人情報について、一般法よりも更に厳格な個人情報保護措置を講じており、同法第 3 1 条（地方公共団体等が保有する特定個人情報の保護）で「行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法、個人情報保護法及びこの法律の規定により講ずることとされている措置の趣旨を踏まえ、保有する特定個人情報の適正な取扱いが確保され、並びに当該地方公共団体が保有する特定個人情報の開示、訂正、利用の停止、消去及び提供の停止を実施するために必要な措置を講ずるものとする」と定めていることから、同法の施行に伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>※「特定個人情報」とは、個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。</p> <p>1 改正の要点</p> <p>現行の個人情報保護条例に特定個人情報の保護に関する規定を新たに追加する等の改正を行います。</p> <p>(1) 定義の追加及び除外規定の削除（第 2 条）</p> <p>(2) 利用目的以外の目的での利用に関する規定（第 1 0 条及び第 1 0 条の 2）</p> <p>(3) 提供の制限に関する規定（第 1 0 条の 3）</p> <p>(4) 開示に関する規定（第 1 4 条）</p> <p>(5) 訂正の通知先に関する規定（第 2 8 条の 2）</p> <p>(6) 利用停止の請求の条件に関する規定（第 2 8 条の 3）</p> <p>2 施行期日</p> <p>この条例は、平成 2 7 年 1 0 月 5 日から施行します。ただし、情報提供等記録に関する改正規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日（平成 2 9 年 1 月）から施行します。</p>	

議案第 4 7 号	和光市税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課

【目的】

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）の施行に伴い、和光市税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。

【内容】

1 改正の要点

・市税全般

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」の施行に伴う所要の条文整理を行います。

【第 2 7 条、第 4 2 条、第 5 3 条の 2、第 5 3 条の 3、第 6 1 条、第 6 4 条、第 6 4 条の 2、第 7 7 条、第 7 8 条、第 1 1 5 条の 3、第 1 2 3 条、附則第 1 0 条の 3、附則第 1 3 条の 4 及び附則第 2 2 条関係】

・固定資産税

用途変更等宅地等に対して課する固定資産税の特例措置を 3 年間再延長します。

【附則第 1 2 条の 3 関係】

・市たばこ税

紙巻たばこ 3 級品の税率の特例措置を平成 3 0 年度をもって廃止するとともに経過措置として、平成 2 8 年度から平成 3 0 年度までの各年度において、税率を段階的に引き上げる措置を講じます。

区分	期間	税率
改正前	～平成28年3月31日	1,000本につき 2,495円
改正後	経過措置 平成28年4月1日～平成29年3月31日	1,000本につき 2,925円
	経過措置 平成29年4月1日～平成30年3月31日	1,000本につき 3,355円
	経過措置 平成30年4月1日～平成31年3月31日	1,000本につき 4,000円
	経過措置 平成31年4月1日～	1,000本につき 5,262円

【附則第 1 6 条の 2 関係】

※その他

法改正にあわせ、条文の整理及び条ずれ項ずれに伴う見直しを行います。

2 施行期日

所要の経過措置を設け、一部を除き、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行します。

議案第 4 8 号	和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	課税課
<p>【目的】</p> <p>地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）の施行に伴い、和光市都市計画税条例の一部を改正する条例を定める必要が生じたため、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>用途変更等宅地等に対して課する都市計画税の特例措置を 3 年間再延長します。</p> <p>【附則第 1 6 項】</p> <p>2 施行期日</p> <p>公布日から施行します。</p>	

議案第 4 9 号	和光市手数料条例の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	戸籍住民課
<p>【目的】</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）の施行に伴い、今後通知カード及び個人番号カードの交付を行うこととなります。これらのカードの交付に係る手数料相当経費については、初回交付時は国庫補助の対象となり無料で交付することとなりますが、再交付時は国庫補助の対象外となります。そこで、受益者負担の観点から再交付に係る経費について各カードの再交付を受ける方に負担いただくため、所要の改正を行うものです。</p> <p>また、番号法の施行と併せて、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律に伴い住民基本台帳法が一部改正され、住民基本台帳カードの交付を終了することになることから、併せて所要の改正を行います。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>和光市手数料条例に、次の2つの手数料に係る規定を追加します。</p> <p>①通知カードの再交付に係る手数料 500 円</p> <p>②個人番号カードの再交付に係る手数料 800 円</p> <p>また、次の手数料に係る規定を削除します。</p> <p>③住民基本台帳カードの交付に係る手数料 500 円</p> <p>2 施行期日</p> <p>前項①に係る部分については、平成 27 年 10 月 5 日から施行します。</p> <p>前項②及び③に係る部分については、平成 28 年 1 月 1 日から施行します。</p>	

議案第 50 号	和光市学校設置条例等の一部を改正する条例を定めることについて
担 当	教育総務課
<p>【目的】</p> <p>平成 28 年 4 月 1 日に開校予定の下新倉小学校及び併設施設等について、所要の改正を行うものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 改正の要点</p> <p>(1) 和光市学校設置条例の一部改正 下新倉小学校の名称及び位置を加えます。</p> <p>(2) 和光市図書館設置及び管理条例の一部改正 下新倉小学校の併設施設である和光市図書館下新倉分館（新設）の名称及び位置を加えます。</p> <p>(3) 和光市児童センター設置及び管理条例の一部改正 下新倉小学校の併設施設である和光市下新倉児童館について、位置を変更し、名称を和光市下新倉児童センターから改めます。</p> <p>(4) 和光市保育クラブ設置及び管理条例の一部改正 下新倉小学校の併設施設である下新倉保育クラブについて、位置を変更します。また、同じく平成 28 年 4 月 1 日に開設予定の白子第二保育クラブ（新設）の名称及び位置を加えます。</p> <p>2 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日から施行します。</p>	

議案第 5 1 号	和光市民文化センターの管理を行わせる指定管理者の指定について
担 当	人権文化課
<p>【目的】</p> <p>地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項及び和光市民文化センター条例第 4 条に基づき、和光市民文化センターの指定管理者を指定するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 指定管理者候補者</p> <p>公益財団法人 和光市文化振興公社</p> <p>理事長 原田 政雄</p> <p>2 指定管理者が行う主な業務</p> <p>(1) 文化事業に関する業務</p> <p>(2) 施設の運営に関する業務</p> <p>(3) 施設の管理に関する業務</p> <p>3 指定管理期間</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>4 施設概要</p> <p>名 称 和光市民文化センター</p> <p>所 在 地 和光市広沢 1 番 5 号</p> <p>敷地面積 1 3 , 0 3 5 . 3 5 m²</p> <p>施設規模 建築面積 3 , 8 8 1 m² 延べ床面積 7 , 9 2 2 . 5 9 m²</p>	

議案第 5 2 号	北エリア和光市児童センター（館）及び保育クラブの管理を行わせる 指定管理者の指定について
担 当	こども福祉課
<p>【目的】</p> <p>地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項、和光市児童センター設置及び管理条例第 4 条並びに和光市保育クラブ設置及び管理条例第 4 条の規定に基づき、北エリア和光市児童センター（館）及び保育クラブの指定管理者を指定するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 指定の相手方</p> <p>(1) 所在地 和光市南一丁目 2 3 番 1 号</p> <p>(2) 名 称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会</p> <p>(3) 代表者職氏名 会長 木田 亮</p> <p>2 指定管理者が行う主な業務</p> <p>(1) 和光市児童センター設置及び管理条例に基づく児童センター（館）の管理運営に関する業務</p> <p>(2) 和光市保育クラブ設置及び管理条例に基づく保育クラブの管理運営に関する業務</p> <p>3 指定期間</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>4 指定管理を行わせる施設の名称等</p> <p>(1) 和光市新倉児童館</p> <p>所在地 和光市新倉一丁目 3 8 番 1 号（新倉保育クラブと併設）</p> <p>施設規模 延床面積 3 5 8 m²（1 階のみ）</p> <p>(2) 和光市下新倉児童館（新設：平成 2 8 年 4 月開所）</p> <p>所在地 和光市下新倉 5 丁目 2 1 番 1 号（下新倉保育クラブと併設）</p> <p>施設規模 延床面積 2 5 1 m²（児童館部分のみ）</p> <p>(3) 新倉保育クラブ</p> <p>所在地 和光市新倉一丁目 3 8 番 1 号（新倉児童館と併設）</p> <p>施設規模 延床面積 3 5 6 m²（2 階のみ）、定員 8 0 名</p>	

(4) 白子保育クラブ

所在地 和光市白子三丁目3番40号

施設規模 延床面積218㎡、定員70名

(5) 北原保育クラブ

所在地 和光市新倉一丁目5番27号

施設規模 延床面積215㎡、定員80名

(6) 下新倉保育クラブ（新設：平成28年4月開所）

所在地 和光市下新倉5丁目21番1号（下新倉児童館と併設）

施設規模 延床面積166㎡（保育クラブ部分のみ）、定員90名

(7) 白子第二保育クラブ（新設：平成28年4月開所）

所在地 和光市白子三丁目3番41号

施設規模 延床面積170㎡、定員65名

議案第 5 3 号	中央エリア和光市児童センター（館）及び保育クラブの管理を行わせ 指定管理者の指定について
担 当	こども福祉課

【目的】

地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項、和光市児童センター設置及び管理条例第 4 条並びに和光市保育クラブ設置及び管理条例第 4 条の規定に基づき、中央エリア和光市児童センター（館）及び保育クラブの指定管理者を指定するものです。

【内容】

1 指定の相手方

- (1) 所在地 和光市南一丁目 2 3 番 1 号
- (2) 名 称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会
- (3) 代表者職氏名 会長 木田 亮

2 指定管理者が行う主な業務

- (1) 和光市児童センター設置及び管理条例に基づく児童センター（館）の管理運営に関する業務
- (2) 和光市保育クラブ設置及び管理条例に基づく保育クラブの管理運営に関する業務

3 指定期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで

4 指定管理を行わせる施設の名称等

- (1) 和光市総合児童センター
所在地 和光市広沢 1 番 5 号
施設規模 延床面積 1, 9 0 4 m²（本館棟）
- (2) 中央保育クラブ
所在地 和光市中央一丁目 1 番 4 号
施設規模 延床面積 1 3 4 m²、定員 5 8 名
- (3) 本町保育クラブ
所在地 和光市本町 3 1 番 1 7 号
施設規模 延床面積 6 4 m²、定員 7 0 名
- (4) 広沢保育クラブ
所在地 和光市広沢 1 番 5 号
施設規模 延床面積 1 3 4 m²、定員 5 8 名

議案第 5 4 号	南エリア和光市児童センター（館）及び保育クラブの管理を行わせる 指定管理者の指定について
担 当	こども福祉課
<p>【目的】</p> <p>地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項、和光市児童センター設置及び管理条例第 4 条並びに和光市保育クラブ設置及び管理条例第 4 条の規定に基づき、南エリア和光市児童センター（館）及び保育クラブの指定管理者を指定するものです。</p> <p>【内容】</p> <p>1 指定の相手方</p> <p>(1) 所在地 和光市南一丁目 2 3 番 1 号</p> <p>(2) 名 称 社会福祉法人 和光市社会福祉協議会</p> <p>(3) 代表者職氏名 会長 木田 亮</p> <p>2 指定管理者が行う主な業務</p> <p>(1) 和光市児童センター設置及び管理条例に基づく児童センター（館）の管理運営に関する業務</p> <p>(2) 和光市保育クラブ設置及び管理条例に基づく保育クラブの管理運営に関する業務</p> <p>3 指定期間</p> <p>平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日まで</p> <p>4 指定管理を行わせる施設の名称等</p> <p>(1) 和光市南児童館 所在地 和光市南一丁目 5 番 1 号（南保育クラブと併設） 施設規模 延床面積 2 4 3 m²（保育クラブとの共用部分を含む）</p> <p>(2) 諏訪保育クラブ 所在地 和光市諏訪 3 番 2 0 号 施設規模 延床面積 1 7 2 m²、定員 7 8 名</p> <p>(3) 南保育クラブ 所在地 和光市南一丁目 5 番 1 号（南児童館と併設） 施設規模 延床面積 1 1 9 m²（保育クラブ部分のみ）、定員 7 0 名</p> <p>(4) 南地域センター保育クラブ 所在地 和光市南一丁目 8 番 4 7 号（南地域センター 2 階） 施設規模 延床面積 9 2 m²、定員 5 5 名</p>	

議案第 55 号	市道路線の廃止について
担 当	道路安全課
<p>【目的・内容】</p> <p>市道 350 号線及び市道 357 号線</p> <p>都市計画法第 29 条の規定による開発行為に伴う新設道路の帰属により終点が変更となる 2 路線を廃止したいので、道路法第 10 条第 3 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【詳細】</p> <p>市道 350 号線</p> <p>起点 和光市本町 4 1 8 0 番 4 地先</p> <p>終点 和光市本町 4 3 7 4 番 1 6 地先</p> <p>幅員 1. 8 0 m～4. 9 7 m</p> <p>延長 2 2 2. 3 7 m</p> <p>市道 357 号線</p> <p>起点 和光市本町 4 1 7 4 番 1 地先</p> <p>終点 和光市本町 4 3 7 7 番 1 地先</p> <p>幅員 4. 4 9 m～4. 5 9 m</p> <p>延長 1 5 1. 4 4 m</p> <p>【施行期日】</p> <p>議会承認のち、縦覧・告示をします。</p>	

議案第 5 6 号	市道路線の認定について
担 当	道路安全課
<p>【目的・内容】</p> <p>市道 3 5 0 号線、市道 3 5 7 号線、市道 6 3 5 号線、市道 6 3 6 号線</p> <p>開発行為に伴い終点が変更となる 2 路線と都市計画法第 2 9 条の規定により市に帰属する公共施設である 2 路線を市道として認定したいので、道路法第 8 条第 2 項の規定により、この案を提出するものです。</p> <p>【詳細】</p> <p>市道 3 5 0 号線</p> <p>起点 和光市本町 4 1 5 7 番 9 地先</p> <p>終点 和光市本町 4 1 7 8 番 1 地先</p> <p>幅員 1 . 8 m ~ 5 . 9 8 m</p> <p>延長 1 3 8 . 2 5 m</p> <p>市道 3 5 7 号線</p> <p>起点 和光市本町 4 1 7 1 番 5 地先</p> <p>終点 和光市本町 4 3 6 6 番 1 0 地先</p> <p>幅員 4 . 5 5 m ~ 5 . 8 1 m</p> <p>延長 1 4 6 . 7 0 m</p> <p>市道 6 3 5 号線</p> <p>起点 和光市本町 4 1 7 9 番 7 地先</p> <p>終点 和光市本町 4 3 7 4 番 1 6 地先</p> <p>幅員 1 . 8 1 m ~ 8 . 7 4 m</p> <p>延長 9 7 . 0 1 m</p> <p>市道 6 3 6 号線</p> <p>起点 和光市本町 4 3 6 6 番 1 0 地先</p> <p>終点 和光市本町 4 3 6 6 番 1 3 地先</p> <p>幅員 4 . 5 m ~ 8 . 7 7 m</p> <p>延長 6 8 . 1 8 m</p> <p>【施行期日】</p> <p>議会承認のち、縦覧・告示をします。</p>	

平成 27 年度補正予算の概要

- 議案第 57 号 平成 27 年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第 4 号)
- 議案第 58 号 平成 27 年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 議案第 59 号 平成 27 年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 議案第 60 号 平成 27 年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 議案第 61 号 平成 27 年度埼玉県和光市和光都市計画事業
和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)
- (参考資料) 各基金の現在高表

平成27年度埼玉県和光市一般会計補正予算(第4号)

予 算 現 額	27,302,851千円
補 正 額	1,054,075千円
補正後予算額	28,356,926千円

今回の補正予算は、歳出については、地権者との交渉が順調に進行し道路築造工事が当初予定より増加となる越後山土地区画整理組合活動支援事業、換地処分に向けて、換地計画を定めるため出来形確認測量等の費用を増額する中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業、下新倉小学校開校にあわせ歩行者の安全確保のため市道工事を実施する通学路緊急安全対策事業、大雨雨水排水対策として引続き効果的な対策箇所の工事を実施する道路補修事業等を増額補正するほか、介護予防・疾病等重症化予防充実に向け実施する専門職(栄養・口腔ケア)相談・訪問指導事業等を追加計上するものである。

歳入については、地方交付税法に基づき交付額が決定した普通交付税また普通交付税額の確定に伴い臨時財政対策債発行可能額が確定した臨時財政対策債等を増額計上するほか、平成26年度決算額の確定に伴う前年度歳計剰余金や事業費の増額分の財源として中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業債及び越後山土地区画整理組合活動支援事業債等増額補正するものである。

なお、9月補正により生じた剰余金は財政調整基金、都市基盤整備基金、公共施設整備基金へ積み立てるものとする。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
10	減収補てん特例交付金	50,000	15,063	65,063	地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律に基づき交付額が決定したため、増額補正するもの。	財政課
11	普通交付税	0	15,870	15,870	地方交付税法に基づき交付額が決定したため、追加計上するもの。	財政課
15	障害者自立支援給付費負担金	294,453	2,500	296,953	補装具の交付・修理件数が増加したため、増額補正するもの。 (負担率:1/2)	社会福祉課
15	生活保護費負担金	1,065,512	21,773	1,087,285	平成26年度医療扶助費等国庫負担金の追加交付が決定したため、増額補正するもの。	社会福祉課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
15	地域生活支援事業補助金	23,161	4,732	27,893	日常生活用具の交付件数が増加したため、増額補正するもの。 (補助率:1/2)	社会福祉課
15	生活困窮者自立支援補助金	15,582	929	16,511	生活困窮者自立支援計画策定業務に活用するため、増額補正するもの。 (補助率:1/2)	社会福祉課
15	個人番号カード交付事務費補助金	0	2,475	2,475	番号法施行に伴い、個人番号カード交付事務に関する経費に対する補助金の交付を受けることから、追加計上するもの。	戸籍住民課
16	障害者自立支援給付費負担金	147,226	1,250	148,476	補装具の交付・修理件数が増加したため、増額補正するもの。 (負担率:1/4)	社会福祉課
16	地域生活支援事業補助金	11,580	2,366	13,946	日常生活用具の交付件数が増加したため、増額補正するもの。 (補助率:1/4)	社会福祉課
16	健康長寿サポーター事業補助金	0	150	150	ヘルスサポーター養成講座の実施に伴い、補助金の内示を受けたことから、追加計上するもの。	健康支援課
16	多面的機能支援事業補助金	0	334	334	農業の地域資源の基礎的な保全活動に対する補助金を受けることから、追加計上するもの。	産業支援課
16	一人一人に目を向けたアドバンスド事業委託金	0	500	500	埼玉県の学力向上支援策「一人一人に目を向けたアドバンスド事業」の実施に伴い、追加計上するもの。	学校教育課
17	和光市まちづくり基金運用利子	2	1	3	基金運用利子の受入に伴い、増額補正するもの。	総務課
18	和光市まちづくり寄附条例寄附金	1	2,246	2,247	寄附金を受けたことに伴い、増額補正するもの。	総務課
19	前年度後期高齢者医療特別会計収支精算金繰入金	1	57	58	平成26年度までの後期高齢者医療保険料に対する預金利子分として、増額補正するもの。	長寿あんしん課
19	前年度介護保険特別会計収支精算金繰入金	0	36,731	36,731	平成26年度介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に伴う介護保険特別会計からの返還分として、追加計上するもの。	長寿あんしん課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
20	前年度歳計剰余金	500,000	678,082	1,178,082	平成26年度決算額の確定に伴い歳計剰余金が確定したため、増額補正するもの。	財政課
21	雑入(長寿あんしん課)特定財源	0	3,900	3,900	専門職(栄養・口腔ケア)相談・訪問指導事業の実施に伴い、後期高齢者医療広域連合より補助金を受けることから、追加計上するもの。	長寿あんしん課
22	中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業債	75,000	105,000	180,000	中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業の増額分の財源として、増額補正するもの。	財政課
22	越後山土地区画整理組合活動支援事業債	112,500	78,700	191,200	越後山土地区画整理組合活動支援事業の増額分の財源として、増額補正するもの。	財政課
22	臨時財政対策債	0	81,416	81,416	普通交付税額の確定に伴い臨時財政対策債発行可能額が確定したため、追加計上するもの。	財政課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	OA化推進	53,749	△ 3,105	50,644	公共施設予約システム更新に伴い、指名型プロポーザル方式により選定された業者が、公開型地図情報システムを含めた仕様で契約されたこと、また庁内ネットワーク機器借上に入札差金が生じたため、減額補正するもの。	情報推進課
2	市民文化活動支援	350	200	550	戦後70年を祈念し戦争体験者が語る戦争体験談をまとめた冊子を和光市文化団体連合会と協働で作成することから、増額補正するもの。	人権文化課
2	公職選挙法改正に伴う選挙人名簿関連システム改修	0	1,502	1,502	公職選挙法改正に伴い、選挙人名簿関連システムを改修するため、増額補正するもの。	選挙管理委員会事務局
3	福祉政策業務	2,874	2,135	5,009	平成26年度老人保健事業推進費等補助金を受けて実施した事業について、予算執行の効率化を図った結果、当初の支出見込み額を下回ったことにより、概算交付された補助金に返還が生じたため、増額補正するもの。	福祉政策課
3	生活困窮者自立支援計画策定業務	0	1,858	1,858	生活困窮者自立支援法の施行に伴い、和光市における生活困窮者の自立支援事業を推進するための計画策定業務を実施することから、追加計上するもの。	福祉政策課
3	在宅障害者支援	719,362	14,465	733,827	日常生活用具、補装具の交付・修理件数が増加したため、増額補正するもの。	社会福祉課
3	専門職(栄養・口腔ケア)相談・訪問指導	0	3,900	3,900	介護予防・疾病等重症化予防充実に向け、新設の「専門職による相談・訪問事業」長寿・健康増進事業を実施するため、追加計上するもの。	長寿あんしん課
3	子育て支援センター管理運営	91,955	2,858	94,813	平成26年度に実施した妊娠・出産包括支援モデル事業において、当初の見込みに比べ実績が低かったため、国庫補助金に返還金が生じたことから、増額補正するもの。	こども福祉課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
3	生活保護	1,453,931	25,883	1,479,814	平成26年度生活扶助費等国庫負担金、介護扶助費等国庫負担金及び平成26年度生活保護費県負担金に返還が生じたことから、増額補正するもの。	社会福祉課
4	成・老人保健	102,513	308	102,821	ヘルスサポーター養成講座の見直しによる講座数の増加及びヘルスサポーター登録者の定例会設置に伴い、増額補正するもの。	健康支援課
6	農地環境保全対策	1,467	0	1,467	農業の地域資源の基礎的な保全活動に対する県補助金を活用し、農業関係団体に補助するため、予算の組み替えを行うもの。	産業支援課
8	道路補修	163,263	20,000	183,263	大雨雨水排水対策として引続き効果的な対策箇所において工事を実施するため、増額補正するもの。	道路安全課
8	通学路緊急安全対策	20,000	28,000	48,000	下新倉小学校開校にあわせ、歩行者の安全確保のため市道371・377号線の歩車分離工事、市道124・365号線道路改良工事を行うため、増額補正するもの。	道路安全課
8	都市基盤整備基金積立	105	100,000	100,105	都市基盤整備基金現在高(補正後) 266,201千円	都市整備課
8	越後山土地区画整理組合活動支援	150,000	105,000	255,000	地権者との交渉が順調に進行し、道路築造工事が当初予定より増加することから、増額補正するもの。	都市整備課
8	中央第二谷中土地区画整理組合活動支援	100,000	140,000	240,000	当該地区の換地計画を定めるため、出来形確認測量等の費用を増額補正するもの。	都市整備課
8	駅北口土地区画整理事業特別会計繰出金	320,959	996	321,955	和光市駅北口土地区画整理事業特別会計の繰入金を増額に伴い、繰出金を増額補正するもの。	都市整備課
10	一人一人に目を向けたアドバンスド	0	500	500	埼玉県学力向上支援策「一人一人に目を向けたアドバンスド事業」委託金を受け、放課後学習支援教室、アスナル教室との連携事業を展開するため、追加計上するもの。	学校教育課

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
10	児童教育活動	67,289	△ 5,095	62,194	当初少人数学級推進教員4人を予定していたが、3人の配置となったため、減額補正するもの。	学校教育課
10	和光市総合体育館管理運営	71,046	1,980	73,026	消防用設備等点検の結果、朝霞地区一部事務組合和光消防署から誘導灯バッテリー交換等改善指示を受けたことから、増額補正するもの。	スポーツ青少年課
10	学校給食業務	344,230	3,156	347,386	県費栄養士配置基準に基づき県費栄養士が1名減となったことを受け、県費で配置されない学校に栄養士を新たに配置したことから、増額補正するもの。	学校教育課
12	財政調整基金積立	820	557,287	558,107	財政調整基金現在高(補正後) 1,013,392千円	財政課
12	公共施設整備基金積立	224	50,000	50,224	公共施設整備基金現在高(補正後) 246,803千円	財政課
12	まちづくり基金積立	3	2,247	2,250	和光市まちづくり寄附条例に基づき寄附金を和光市まちづくり基金に積み立てるため、増額補正するもの。	総務課

3 債務負担行為

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
市民文化センター管理運営委託	平成27年度から平成30年度まで	施設の管理運営委託料及び消費税の合計額
北エリア児童センター(館)及び保育クラブ管理運営委託	平成27年度から平成32年度まで	施設の管理運営委託料及び消費税の合計額
中央エリア児童センター(館)及び保育クラブ管理運営委託	平成27年度から平成32年度まで	施設の管理運営委託料及び消費税の合計額
南エリア児童センター(館)及び保育クラブ管理運営委託	平成27年度から平成32年度まで	施設の管理運営委託料及び消費税の合計額

4 地方債

(追加)

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額
臨時財政対策債	81,416

(変更)

(単位:千円)

起債の目的	補 正 前	補 正 後
	限 度 額	限 度 額
中央第二谷中土地区画整理組合活動支援事業	75,000	180,000
越後山土地区画整理組合活動支援事業	112,500	191,200

平成27年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

予 算 現 額	8,116,083千円
補 正 額	456,976千円
補正後予算額	8,573,059千円

今回の補正予算は、歳出について、退職被保険者数の減少による保険給付費の減額、高齢者医療に係る各拠出金及び前年度国庫負担金等の確定に伴う返還金の増額補正のほか、特定健康診査の未受診者対策事業及び国保集団健診の増枠による増額補正や歳計剰余金のうち歳出補正額に充てた残額を国民健康保険保険給付費等支払基金に積み立てるものである。

歳入については、特定健康診査の未受診者対策事業の補助金として、国の財政調整交付金を増額するとともに、過年度分の特定健康診査の実績確定に伴う国・県負担金の減額補正のほか、退職被保険者数の減少による療養給付費等交付金の減額及び平成26年度決算額確定に伴う前年度歳計剰余金を増額補正するものある。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
4	過年度分特定健康診査等負担金	1,861	△ 1,861	0	H26年度の実績が確定し、今年度は過年度分として国の負担金を受けられなくなったため、減額補正するもの。	健康支援課
4	普通及び特別調整交付金	50,000	5,572	55,572	特定健康診査の未受診者受診勧奨事業に係る委託料、受診者に対する情報提供事業、国保集団健診の結果説明会の実施に伴い、国の交付金が交付されるため、増額補正するもの。(補助率10/10)	健康支援課
5	現年度分療養給付費等交付金	262,185	△ 69,684	192,501	退職被保険者数の減少により保険給付費が減少しており、支払基金において交付金が決定されたため、減額補正するもの。	健康支援課
7	過年度分特定健康診査等負担金	1,861	△ 1,861	0	H26年度の実績が確定し、今年度は過年度分として県の負担金を受けられなくなったため、減額補正するもの。	健康支援課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
11	前年度歳計剰余金	40,000	524,810	564,810	歳計剰余金が確定したため、増額補正するもの。	健康支援課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	退職被保険者等療養給付	216,000	△ 43,200	172,800	退職被保険者数の減少により保険給付費が減少したため、減額補正するもの。	健康支援課
2	退職被保険者等療養費	4,200	△ 840	3,360	退職被保険者数の減少により保険給付費が減少したため、減額補正するもの。	健康支援課
2	退職被保険者等高額療養費	42,000	△ 8,400	33,600	退職被保険者数の減少により保険給付費が減少したため、減額補正するもの。	健康支援課
3	後期高齢者支援金	996,795	1,570	998,365	支援金額が確定し、予算額に不足が生じたため、増額補正するもの。	健康支援課
4	前期高齢者納付金	490	148	638	納付金額が確定し、予算額に不足が生じたため、増額補正するもの。	健康支援課
8	特定健康診査・特定保健指導	68,948	8,157	77,105	特定健康診査の未受診者受診勧奨事業に係る委託料、受診者に対する情報提供事業、国保集団健診の結果説明会を実施するため、また、集団検診日数を1日分増加させることから、増額補正するもの。	健康支援課
9	基金積立金	308	434,976	435,284	国民健康保険保険給付費等支払基金現在高(補正後) 443,295千円	健康支援課
10	償還金	1	64,565	64,566	平成26年度における国補助金等において実績額が確定し、返還金が生じたため、増額補正するもの。	健康支援課

平成27年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

予 算 現 額	624,899千円
補 正 額	1,334千円
補正後予算額	626,233千円

今回の補正予算は、歳入について平成26年度決算額が確定したことに伴い、前年度歳計剰余金を増額補正し、歳出について平成26年度後期高齢者医療保険料徴収額の確定に伴い後期高齢者医療保険料等負担金と、これに伴う一般会計繰出金として、平成26年度までの後期高齢者医療保険料に対する預金利子を増額補正するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
3	前年度歳計剰余金	1	1,334	1,335	平成26年度中に徴収した平成27年4月及び5月納入分の保険料等分を増額補正するもの。	長寿あんしん課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
1	保険料等負担金	623,565	1,277	624,842	平成26年度中に徴収した平成27年4月及び5月納入分の保険料負担金分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
2	一般会計繰出金	1	57	58	平成26年度までの後期高齢者医療保険料に対する預金利子分を増額補正するもの。	長寿あんしん課

平成27年度埼玉県和光市介護保険特別会計補正予算(第1号)

予 算 現 額	3,088,271千円
補 正 額	166,940千円
補正後予算額	3,255,211千円

今回の補正予算は、歳出については、低所得高齢者住まい・生活支援モデル事業を実施するために要する経費を増額補正するほか、介護予防・生活支援サービス事業の訪問型及び通所型サービスにかかる加算分として、新たに事業を設立して実施するために要する費用と、平成26年度介護給付費及び地域支援事業費に係る法定負担分が確定したことによる国、県及び支払基金への返還金と、これに伴う一般会計への返還分及び平成26年度の介護保険事業費補助金の実績確定による県への返還分をそれぞれ増額計上し、平成26年度歳入歳出差引額(翌年度繰越額)から平成26年度分の補助金等の償還額を控除した額を平成26年度の実質収支として介護給付費準備基金に積み立てる増額補正を行うものである。

歳入については、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を実施するため介護保険事業費補助金を増額補正するほか、平成26年度の介護給付費の実績確定に伴う精算金としての追加交付分と保健福祉事業で実施する介護予防強化サービス事業費に充てるための介護給付費準備基金繰入金、地域支援事業費の実績確定に伴う支払基金交付金への返還分としての繰越金と、その他介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費の実績確定に伴う、国、県、一般会計への返還分及び平成26年度の実績収支分としての繰越金をそれぞれ、増額補正するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
2	介護保険事業費補助金	0	5,107	5,107	低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を実施するための介護保険事業費補助金の内示を受けたことから、追加計上するもの。	長寿あんしん課
3	過年度分	1	3,935	3,936	平成26年度の介護給付費の実績確定に伴う精算金分を増額補正するもの。	長寿あんしん課
6	介護給付費準備基金繰入金	20,406	6,163	26,569	保健福祉事業で実施する介護予防強化サービス事業費分として、増額補正するもの。	長寿あんしん課
7	支払基金交付金繰越金	1	4,537	4,538	平成26年度の地域支援事業の実績確定に伴い、支払基金へ返還するための繰越金として、増額補正するもの。	長寿あんしん課

(単位:千円)

款	区分(細節)	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
7	その他繰越金	1	147,198	147,199	平成26年度の介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費の実績確定に伴い、国、県及び一般会計へ返還するため、また平成26年度の実質収支を基金へ積み立てるための繰越金として、増額補正するもの。	長寿あんしん課

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補正前	補正額	補正後	説明	所管課
5	日常生活圏域ネットワーク	18,521	5,107	23,628	低所得高齢者の住まいを確保し、住みなれた地域で継続的に安心して暮らせる体制を整備するにあたり、低所得高齢者等住まい・生活支援モデル事業を実施するため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
7	介護予防強化サービス事業	0	6,163	6,163	介護予防・生活支援サービス事業の通所型サービス及び訪問型サービスにかかる加算分として、新たに事業を設立して実施することから、追加計上するもの。	長寿あんしん課
8	介護給付費準備基金積立	85	86,935	87,020	平成26年度介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費の実績確定に伴い、平成26年度の実質収支分を基金に積み立てるため、増額補正するもの。	長寿あんしん課
9	償還金	1	32,004	32,005	平成26年度介護給付費、地域支援事業費及び介護保険事業費の実績確定に伴う国・県・支払基金への返還分として、増額補正するもの。	長寿あんしん課
9	一般会計繰出金	0	36,731	36,731	平成26年度介護給付費及び地域支援事業費の実績確定に伴う一般会計への返還分として、追加計上するもの。	長寿あんしん課

平成27年度埼玉県和光市和光都市計画事業 和光市駅北口土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

予 算 現 額	671,761千円
補 正 額	88,076千円
補正後予算額	759,837千円

今回の補正予算は、歳出については、建物等移転補償費の積算結果による増額及び移転交渉の進捗により、年度内に除却・解体までの合意が見込まれること、また新たに区画道路築造造成工事を実施することから、増額補正するものである。

歳入については、平成26年度決算額の確定に伴い歳計剰余金を増額するとともに歳計剰余金の歳入増額及び歳出増額に伴い一般会計繰入金を増額補正するものである。

1 歳入

(単位:千円)

款	区分(細節)	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	一般会計繰入金	320,959	996	321,955	歳計剰余金の歳入増額及び歳出増額に伴い、一般会計繰入金を増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所
3	前年度歳計剰余金	1	87,080	87,081	平成26年度決算額の確定に伴い歳計剰余金を増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

2 歳出

(単位:千円)

款	事業名称	補 正 前	補 正 額	補 正 後	説 明	所 管 課
2	駅北口土地区画整理推進(駅北)	588,220	88,076	676,296	建物等移転補償費の積算結果による増額及び移転交渉の進捗により、年度内に除却・解体までの合意が見込まれること、また新たに区画道路築造造成工事を実施することから、増額補正するもの。	駅北口土地区画整理事業事務所

(参考資料) 各基金の現在高表

(単位:千円)

会計区分	基金名	補正前 現在高	積立及び取崩の状況		補正後 現在高
			積立額	取崩額	
一般会計	財政調整基金	456,105	557,287		1,013,392
	市債管理基金	6,001			6,001
	学校教育施設整備基金	83,242			83,242
	公共用地取得事業基金	101,646			101,646
	公共施設整備基金	196,803	50,000		246,803
	都市基盤整備基金	166,201	100,000		266,201
	学校建設基金	0			0
	和光市まちづくり基金	5,121	2,247		7,368
	小計	1,015,119	709,534	0	1,724,653
特別会計	国民健康保険高額療養費資金貸付基金	5,000			5,000
	国民健康保険保険給付費等支払基金	8,319	434,976		443,295
	国民健康保険出産費資金貸付基金	5,000			5,000
	介護保険介護給付費準備基金	108,310	86,935	6,163	189,082
	介護保険高額介護サービス費等一部負担金に係る資金貸付基金	5,000			5,000
	小計	131,629	521,911	6,163	647,377
合計		1,146,748	1,231,445	6,163	2,372,030

平成26年度歳出歳入決算の概要

- 議案第62号 平成26年度埼玉県和光市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第63号 平成26年度埼玉県和光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第64号 平成26年度埼玉県和光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第65号 平成26年度埼玉県和光市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第66号 平成26年度埼玉県和光市和光都市計画事業和光市駅北口土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第67号 平成26年度埼玉県和光市水道事業決算の認定及び剰余金の処分について
- 議案第68号 平成26年度埼玉県和光市下水道事業決算の認定及び剰余金の処分について

平成26年度決算概要 (一般会計・特別会計)

1. 一般会計・特別会計決算額

(単位：円)

		歳入総額	歳出総額	歳入歳出 差引額
一般会計		24,780,794,899	23,445,362,840	1,335,432,059
特別 会計	国民健康保険	7,739,463,720	7,174,651,935	564,811,785
	後期高齢者医療	576,830,260	575,495,802	1,334,458
	介護保険	3,061,764,003	2,910,030,759	151,733,244
	和光都市計画事業和光市 駅北口土地区画整理事業	344,907,534	257,826,085	87,081,449
全会計合計		36,503,760,416	34,363,367,421	2,140,392,995

2. 一般会計・特別会計実質収支額

(単位：円)

		歳入歳出 差引額	翌年度繰り 越すべき財源	実質収支額
一般会計		1,335,432,059	157,349,600	1,178,082,459
特別 会計	国民健康保険	564,811,785	0	564,811,785
	後期高齢者医療	1,334,458	0	1,334,458
	介護保険	151,733,244	0	151,733,244
	和光都市計画事業和光市 駅北口土地区画整理事業	87,081,449	0	87,081,449
全会計合計		2,140,392,995	157,349,600	1,983,043,395

※ 詳細は、「平成26年度 一般会計・特別会計決算に係る主要な施策の成果と予算執行の実績報告書」(別冊)に記載しています。

平成 26 年度決算概要(水道事業)

1 業務の概況

(1) 総括事項

① 業務量

年度末給水戸数は前年度より 704 戸増加し、38,498 戸に、また年間総給水量は前年度より 132,510 m³減少し、8,992,100 m³に、一日平均給水量は 24,636 m³になりました。水源の内訳は県水 6,702,168 m³ 74.5%、井戸水 2,289,932 m³ 25.5%、これに対する年間総有収水量は 8,679,647 m³になり、有収率は 96.5%になりました。

② 経営・財務

ア 収益的収支

給水収益は前年度より 1.8%減少し、982,088,685 円になり、1 m³当たりの供給単価は 113 円 15 銭になりました。これに対して費用は 1.7%増加の 1,173,164,829 円になり、1 m³当たりの給水原価は 133 円 81 銭で、差引 20 円 66 銭の赤字となりました。しかし、当年度は、事業費に対し事業収益が上回ったため、111,662,233 円の純利益が生じました。

イ 資本的収支

資本的収入額 26,121,945 円が資本的支出額 352,354,903 円に対して不足する額 326,232,958 円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 21,540,255 円、減債積立金 31,351,820 円並びに過年度分損益勘定留保資金 273,340,883 円で補てんしました。

③ 消費税及び地方消費税について

平成26年度消費税及び地方消費税(税率 5%及び 8%)のうち、課税年度における課税標準額 1,086,873,000 円に税率 4%及び 6.3%を乗じて計算した税額 62,624,996 円から、この期間中の控除税額 59,996,207 円を控除した額の 2,628,800 円が消費税額となり、地方消費税額は 515,500 円となりました。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
事業収益		1,501,599,000	1,364,147,873	△ 137,451,127	事業費		1,289,129,000	1,229,932,124	59,196,876
	営業収益	1,307,737,000	1,168,740,077	△ 138,996,923		営業費用	1,251,069,000	1,202,755,589	48,313,411
	営業外収益	193,762,000	195,287,703	1,525,703		営業外費用	22,581,000	17,174,455	5,406,545
	特別利益	100,000	120,093	20,093		特別損失	10,479,000	10,002,080	476,920
					予備費	5,000,000	0	5,000,000	

(2) 資本的収入及び支出

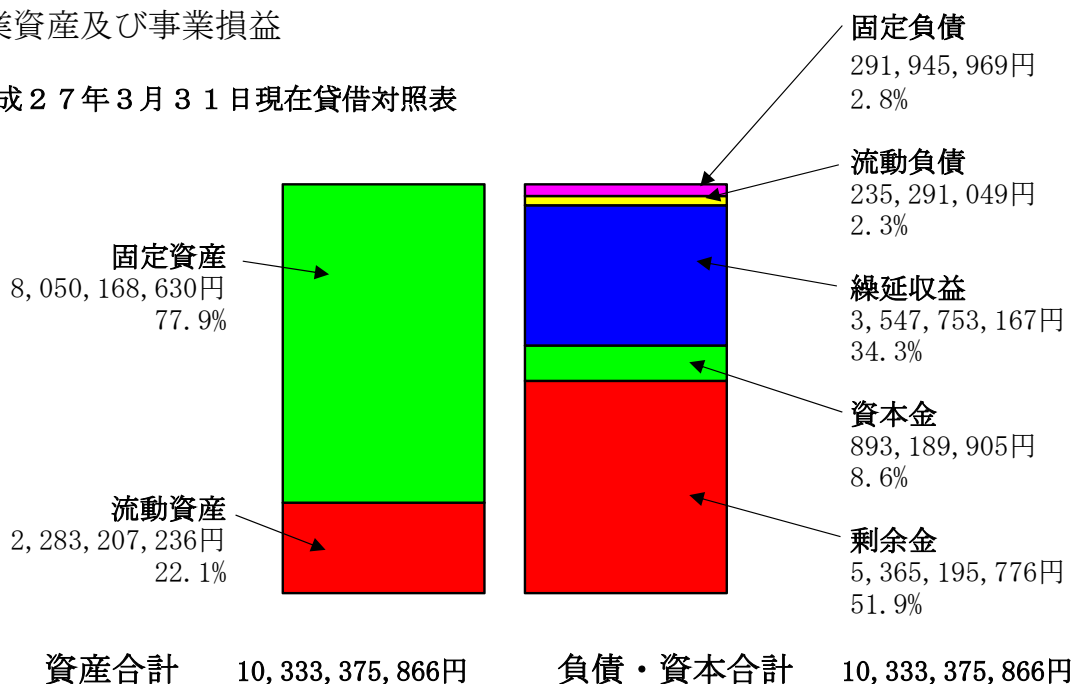
(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
資本的収入		34,930,000	26,121,945	△ 8,808,055	資本的支出		378,553,000	352,354,903	26,198,097
	負担金	34,930,000	26,121,945	△ 8,808,055		建設改良費	342,201,000	321,003,083	21,197,917
						企業債償還金	31,352,000	31,351,820	180
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

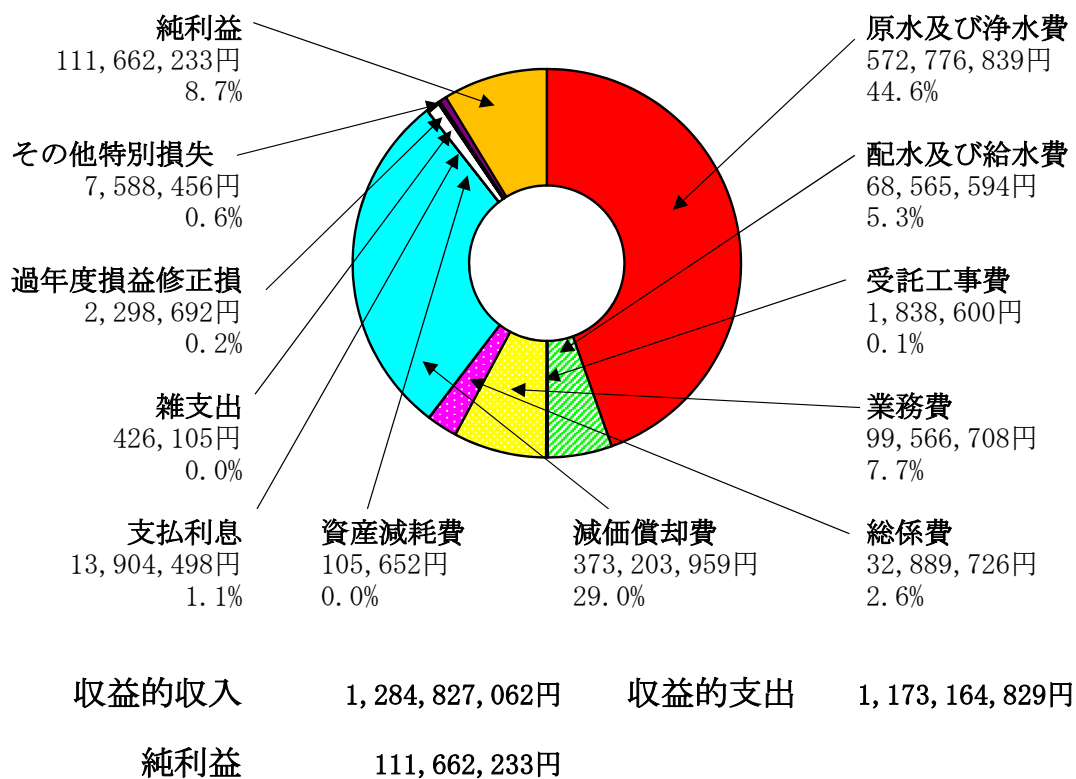
資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額326,232,958円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額21,540,255円、減債積立金31,351,820円並びに過年度分損益勘定留保資金273,340,883円で補てんしました。たな卸資産購入額の決算額は15,375,398円で、このうち仮払消費税及び地方消費税額は1,138,918円でした。

3 事業資産及び事業損益

(1) 平成27年3月31日現在貸借対照表



(2) 損益計算書(平成26年4月1日～平成27年3月31日)



※各項目に表示されている比率は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計（100%）に一致しない場合がある。

4 費用の内訳

区 分	予算現額(円)	税込執行額(円)	執行率(%)	税抜執行額(円)
営業費用	1,251,069,000	1,202,755,589	96.1%	1,148,947,078
原水及び浄水費	632,213,000	616,528,435	97.5%	572,776,839
配水及び給水費	81,149,000	71,294,297	87.9%	68,565,594
受託工事費	11,109,000	1,985,688	17.9%	1,838,600
業務費	108,301,000	106,208,246	98.1%	99,566,708
総係費	43,267,000	33,429,312	77.3%	32,889,726
減価償却費	374,923,000	373,203,959	99.5%	373,203,959
資産減耗費	107,000	105,652	98.7%	105,652
営業外費用	22,581,000	17,174,455	76.1%	14,330,603
支払利息	13,905,000	13,904,498	100.0%	13,904,498
消費税及び地方消費税	8,549,000	3,144,300	36.8%	0
雑支出	127,000	125,657	98.9%	426,105
特別損失	10,479,000	10,002,080	95.5%	9,887,148
過年度損益修正損	1,743,000	2,413,624	138.5%	2,298,692
その他特別損失	8,736,000	7,588,456	86.9%	7,588,456
予備費	5,000,000	0	0.0%	0
予備費	5,000,000	0	0.0%	0
費用合計	1,289,129,000	1,229,932,124	95.4%	1,173,164,829

平成26年度決算概要（下水道事業）

1 業務の概況

(1) 総括事項

① 業務量

平成27年3月31日現在の水洗化人口(※1)は、前年度より817人増加して76,000人となり、水洗化率(※2)は前年度より0.15ポイント増加して98.50%となりました。また、処理水量は、前年度より336,573m³増加して8,191,682m³に、有収水量は前年度より191,745m³減少して8,343,011m³になり、有収率は101.8%になりました。

(※1 水洗化人口／※2 水洗化率・・・水洗化人口とは、処理区域内世帯のうち、公共下水道に接続して汚水処理をしている人口をいう。その割合が水洗化率)

② 経営・財務

ア 収益的収支

事業収益は、1,062,395,216円(うち下水道使用料収入は、前年度より3.1%増の583,939,530円)となり、事業費は、1,012,404,679円となりました。

その結果、純利益は49,990,537円になりました。

イ 資本的収支

資本的収入額126,568,923円が資本的支出額493,985,924円に対して不足する額367,417,001円は、引継金85,243,667円、当年度分損益勘定留保資金282,173,334円で補てんしました。

③ 消費税及び地方消費税について

平成26年度消費税及び地方消費税(税率5%及び8%)のうち、課税年度における課税標準額583,969,000円に税率4%及び6.3%を乗じて計算した税額3,448,262円から、この期間中の控除税額19,275,820円を控除した額の14,172,300円が消費税額となり、地方消費税額は3,711,400円となりました。

2 予算執行状況

(1) 収益的収入及び支出

(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
下水道事業収益		942,955,000	1,104,753,342	161,798,342	事業費		1,075,518,000	1,059,496,145	16,021,855
	営業収益	795,083,000	956,764,202	161,681,202		営業費用	905,177,000	894,719,312	10,457,688
	営業外収益	147,871,000	147,957,434	86,434		営業外費用	159,817,000	158,979,361	837,639
	特別利益	1,000	31,706	30,706		特別損失	5,524,000	5,797,472	△ 273,472
						予備費	5,000,000	0	5,000,000

(2) 資本的収入及び支出

(単位：円)

款	項	予算現額	予算執行額	予算額に比べ 執行額の増減	款	項	予算現額	予算執行額	予算残額
資本的収入		300,157,000	126,568,923	△ 173,588,077	資本的支出		516,279,000	493,985,924	22,293,076
	企業債	58,000,000	42,300,000	△ 15,700,000		建設改良費	136,850,000	117,581,644	19,268,356
	補助金	4,800,000	4,800,000	0		企業債償還金	376,629,000	376,404,280	224,720
	他会計負担金	200,430,000	42,541,923	△ 157,888,077		貸付金	300,000	0	300,000
	他会計補助金	36,747,000	36,747,000	0		予備費	2,500,000	0	2,500,000
	貸付金償還金	180,000	180,000	0					

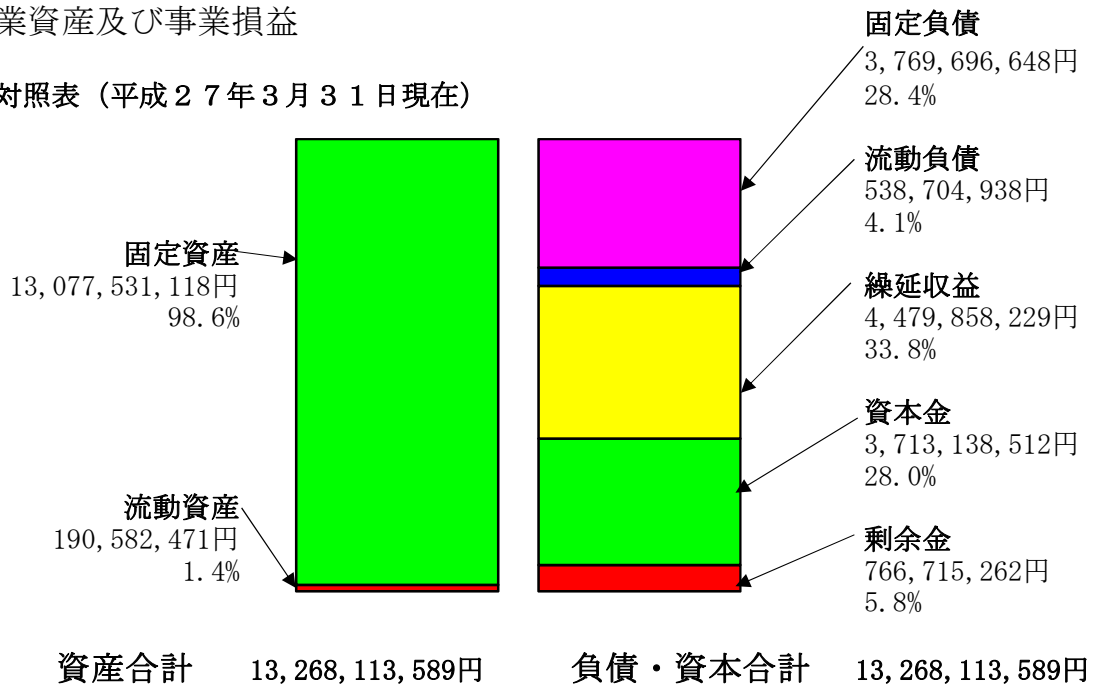
※「財源充当」とは、地方公営企業法第26条の規定による繰越額にかかる財源充当額のこと。

※「繰越額」とは、地方公営企業法第26条の規定による繰越額。

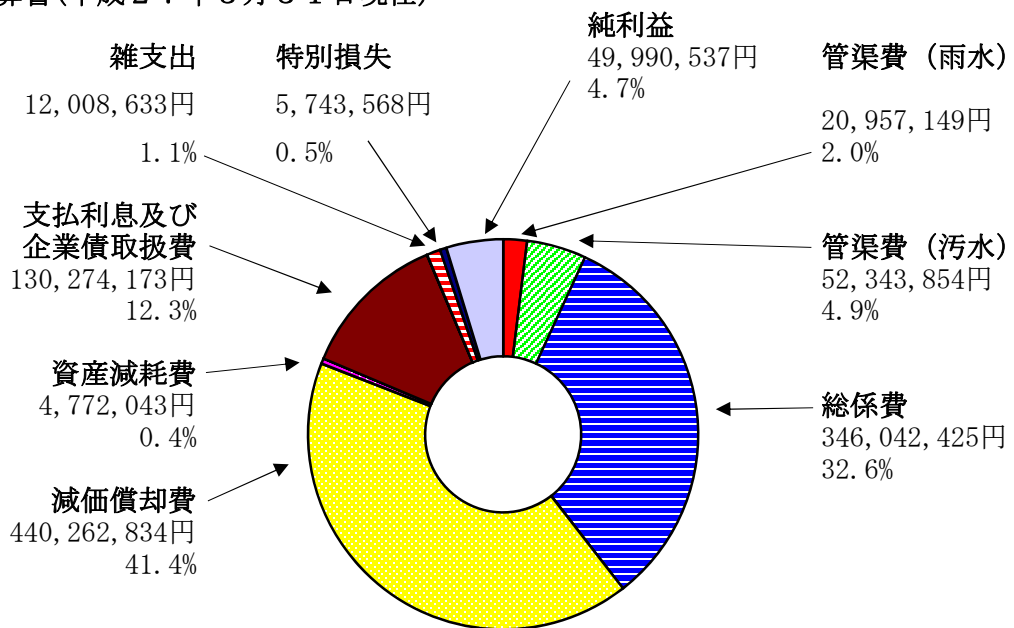
※資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額367,417,001円は、引継金85,243,667円、当年度分損益勘定留保資金282,173,334円で補てんしました。

3 事業資産及び事業損益

(1) 貸借対照表 (平成27年3月31日現在)



(2) 損益計算書 (平成27年3月31日現在)



収益的収入	1,062,395,216円	収益的支出	1,012,404,679円
純利益	49,990,537円		

※各項目に表示されている比率は、少数点以下第2位を四捨五入しているため、合計 (100%) に一致しない場合がある。

4 費用の内訳

区 分	予算現額(円)	税込執行額(円)	執行率(%)	税抜執行額(円)
営業費用	905,177,000	894,719,312	98.8%	864,378,305
管渠費（雨水）	23,749,000	22,628,136	95.3%	20,957,149
管渠費（汚水）	58,675,694	56,515,629	96.3%	52,343,854
総係費	377,529,306	370,540,670	98.1%	346,042,425
減価償却費	440,450,000	440,262,834	100.0%	440,262,834
資産減耗費	4,773,000	4,772,043	100.0%	4,772,043
営業外費用	159,817,000	158,979,361	99.5%	160,166,506
支払利息企業債費	130,391,000	130,274,173	99.9%	130,274,173
納付消費税	18,699,800	17,883,700	95.6%	17,883,700
雑支出	10,726,200	10,821,488	100.9%	12,008,633
特別損失	5,524,000	5,797,472	105.0%	5,743,568
過年度損益修正損	824,000	1,132,034	137.4%	1,078,130
その他特別損失	4,700,000	4,665,438	99.3%	4,665,438
予備費	5,000,000	0	0.0%	0
予備費	5,000,000	0	0.0%	0
費用合計	1,075,518,000	1,059,496,145	98.5%	1,030,288,379